

宮城県新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等における研修機関等認定要領

（趣旨）

第1 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）別記2の第5の1の（1）のイの（ア）に規定する研修機関等及び別記3の第7の2の（1）のアの（エ）に規定する研修機関等の認定要件及び認定手続きについては、国要綱及び新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について（令和7年3月31日付け6経営第3260号農林水産省経営局就農・女性課長通知）に定めるもののほか、本要領によるものとする。

（研修機関等）

第2 県が認める新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等における研修機関等は次のとおりとする。

- 1 宮城県農業大学校
- 2 次世代の農業を担う人材の育成及び地域農業の振興に貢献し、農業士または農業士に準じると認められる農業者（以下、「農業士等」という。）、又は農業士等が経営する法人であって、就農に向けて必要な農業の生産技術及び経営方法を取得することができる研修機関等として県が認める者
- 3 公益社団法人みやぎ農業振興公社等の団体のうち県が認める者
- 4 実施要綱別記2の第8の4に規定する全国型教育機関
- 5 各都道府県が認めた研修機関等

（研修機関等の要件）

第3 第2の2および第2の3で定める研修機関等は、原則として以下の基準を全て満たしていなければならない。

- （1）研修を着実に実施し、研修生が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。
- （2）次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲ニーズに応えることができる研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。

① 研修実施体制

- イ 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（法人化されていない先進農家においては、ロの研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする）。
- ロ 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
- ハ 研修を実施する上で必要な指導者を常に確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。

② 研修期間

概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を越えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中で与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えること）を確保すること。

③ 研修内容

就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定していること。

イ 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修

ロ 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修

ハ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修

(3) 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。

(4) 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること

(5) 国要綱に基づき交付主体及び研修生が行う手続等に対する協力が可能であること。

(6) その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、研修生を育成する研修機関として適切であること。

(認定申請)

第4 研修機関等として認定を受けようとする者は、原則として所在地を管轄する農業改良普及センター所長に申請書（別紙様式第1号）を提出しなければならない。

2 農業改良普及センター所長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、申請者の所在地の市町村、農協及びその他関係機関から意見を聴取するなどし、研修機関等として支障がないか確認するものとする。

3 農業改良普及センター所長は、前項の規定により研修機関等として支障がないと認めるときは、申請書類を別紙様式第2号により参考意見を添えて農業振興課に送付するものとする。

(研修機関等の認定)

第5 知事は、研修機関等に関する申請内容を審査し、研修機関等として適切であると認めるときは、認定するものとする。

2 知事は、前項の認定について別紙様式第3号により申請者に通知するとともに、別紙様式第6号により農業改良普及センター所長、就農準備資金等の交付主体、市町村長、農業大学校長等に通知するものとする。

なお、認定しなかった場合も同様とする。

3 認定の有効期間は、認定年度を含めて3年間とする。

4 既に認定を受けている研修機関等が認定期間終了後も継続して認定を受けようとするときは、再度、第4の認定申請を行うものとする。

なお、その場合、研修機関等は認定申請を有効期間の末日から30日前までに行うものとし、有効期間内に認定された場合の認定の有効期間は認定日から3年間とする。

5 既に認定を受けている研修機関等は、申請内容（研修機関等名称、所在市町村、研修カリキュラム等）に変更があった場合は研修機関等概要書を農業改良普及センターを経由し農業振興課に提出するものとする。ただし、研修内容の追加、研修内容の順番の入替え、研修時間の増加等の軽微な変更にあつては、この限りではない。

(研修機関等の申請受付時期)

第6 研修機関等の申請受付の時期については、別に定める。

第7 第2の2で定める研修機関は、第3に規定された事項の遵守に努めるとともに、農業改良普及センターの指導及び助言を受ける様努めること。

2 農業改良普及センター所長は、第2の2の研修機関に対し、第3に規定された事項の遵守状況を確認し、必要に応じて是正の指導を行うこと。

(認定の取消し)

第8 知事は、就農準備研修機関が次の各号に該当したときは、就農準備研修機関の認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 認定基準を満たさなくなったとき。
- (2) 認定辞退届（別紙様式第4号）が提出されたとき。
- (3) 就農準備研修機関としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 虚偽の申請があったとき。

2 知事は、認定の取消しを受けたものに対して別紙様式第5号により通知するとともに、農業改良普及センター所長、就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業交付主体、市町村長、農業大学校長等に通知するものとする。

(個人情報の取扱い及び研修機関等の公表)

第9 本要領で得た個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条の2の3の規定の範囲で利用するほか、認定した研修機関等についてその名称、所在 市町村、研修対象作目等を県ホームページ及び新規就農支援ポータルサイト等に公表し、青年農業者の育成・確保に活用するものとする。

附 則

- 1 この要領は令和4年4月4日から施行する。
- 2 令和3年度までに知事が、宮城県農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等認定要領（平成26年3月19日）に基づき認定した研修機関等については、第3の研修機関等の要件を全て満たしたものとみなすことができる。

附 則

- 1 この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度までに知事が、宮城県新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等認定要領（令和4年4月4日）に基づき認定した研修機関等については、なお従前の例によるものとする。ただし、令和7年4月1日付け農振第180号の通知による改正後に申請内容に変更があった場合の手続等については、改正後の同要領を適用するものとする。

(様式第 1 号)

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等における研修機関等認定申請書

年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿
(農業改良普及センター経由)

(申請者)
住所
代表者職氏名
連絡先電話番号

標記事業の研修機関等として認定を受けたいので、宮城県新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等における研修機関等認定要領第 4 の規定により申請します。

記

- 1 研修機関等概要書 別紙のとおり
- 2 要件確認欄（該当項目をチェックする）

研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができる	☐ 十分である ☐ 不十分である
就農希望者の就農意欲やニーズに応えるための研修体制として、下記①～③がすべて整備されている ①研修実施体制 イ 定款、規約・設置要領等へ研修について明記している （農業士等のうち法人化されていない農業経営体においては、ロの研修スケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする） ロ 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されている ハ 研修を実施する上で必要な指導者を常に確保しており、また、必要な施設・機械等を備えている（派遣研修先を含む） ② 研修期間 概ね 1 年以上かつ概ね年間 1, 200 時間以上であること。ただし、原則 1 日 8 時間を越えない 一定の休憩時間（研修時間が 6 時間を超えれば 45 分以上、8 時間を超えれば 1 時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週 1 日以上又は 4 週間を通じて 4 日以上の日を与えること）が確保されている ③ 研修内容 就農に必要な技術や知識を習得させる研修内容が以下のとおり総合的かつ体系的に設定されている	☐ 整備されている ☐ 整備されていない

イ 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修 ロ 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修 ハ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修	
研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できる	☐ 配慮することができる ☐ 配慮できない
研修生の研修実施状況について適切な評価ができる	☐ 評価できる ☐ 評価できない
新規就農者育成総合対策実施要綱に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能である	☐ 協力できる ☐ 協力できない
その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として適切である	☐ 適切である ☐ 適切でない
上記事項の遵守に努めるとともに、農業改良普及センターの指導および助言を受ける様努める	☐ 可能である ☐ 可能ではない

研修機関等概要書

1 代表者氏名

2 住 所

3 設立又は経営開始年（経過年数）

4 経営規模

営農部門（作目名）	規模 (ha、㎡、頭)	備考

5 過去の経営状況（過去3年間）

	事業収入	利益
年	万円	万円
年	万円	万円
年	万円	万円

6 家族構成（法人の場合は役員）

氏名	続柄（役職）	年齢	農業従事 日数	担当部門

7 研修（指導）責任者

氏名	役職	農業経験 年数	資格等

8 経営の特徴及び研修受け入れに対する抱負

※下記内容は公表する項目です。

9 機関情報（必須）

研修機関等名称	所在市町村 (仙台市の場合は区名まで)	研修対象作目
	電話番号	

10 研修受入実績（必須）

年度	延べ人数 (うち女性人数)	主な研修名

11 研修終了後の進路状況（必須）

独立・自営就農	人
雇用就農	人
上記以外	人

12 研修中の生活支援

生活資金の支援	
住居確保の支援	
その他	

1 3 就農に向けた支援

農地斡旋	
経営計画の作成支援	
その他	
特記事項	

1 4 カリキュラム情報

カリキュラム名称	
募集人数	人
応募条件	
研修内容の概要	
研修内容により習得する技術	

添付書類：研修スケジュール及び研修カリキュラムが整備されていることが分かる書類
 （添付書類は公表しない）

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

農業振興課長 殿

農業改良普及センター所長
(公印省略)

研修機関等の申請について (副申)

このことについて、 から別紙のとおり申請書の提出がありましたので、下記のとおり意見を付して副申します。

記

主な所見

- 1 研修指導者としての知識、能力、技能等
- 2 研修実施体制について
- 3 その他 (関係機関からの聞き取り結果等)

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

申請者 殿

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等における県が認める研修機関等の認定について
(通知)

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、下記のとおりですので、適切な事業の実施に向けて御配慮願います。

記

1 認定の可否（不可の場合にはその理由も）

2 認定期間

年 月 日から 年 月 日まで

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

(申請者)

住所

名称

代表職氏名

印

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等における県が認める研修機関等の認定辞退に
ついて

年 月 日付けで認定を受けたこのことについて、宮城県新規就農者育成総合対策（就
農準備資金）等における研修機関等認定要領第 8 の 1 の（2）の規定により、下記のとおり辞退します。

記

辞退理由

(様式第 5 号)

番 号
年 月 日

対象者氏名 殿

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

宮城県新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等における県が認める研修機関等の認定
取消について（通知）

このことについて、宮城県新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等における県が認める研修機関
等認定要領第 8 の 1 の規定により、 年 月 日付けで認定を取り消します。

記

認定取消理由

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

関係機関の長 殿

宮城県農政部長

宮城県新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等における県が認める研修機関等の認定
結果について（通知）

このことについては、下記のとおり認定されましたので承知願います。

記

研修機関等名称	所在市町村	認定期間	研修対象作目